

第六章 罰 則

本法の各条の違反に関する罰則については、第六章にまとめて規定されている。

具体的な量刑は、化学物質に関係する類似の法令との均衡性等を勘案して定められており、最高で「懲役三年以下、罰金百万円以下」(第一種特定化学物質を違法に製造等した場合等)の罰則が定められている。個別の条文の違反に関する罰則については、それぞれの条文に係る解説(【罰則】の部分)も併せて参照されたい。

これまでに、罰則に関しては、昭和六十一年改正及び平成十五年改正において、見直しが行われている。

(昭和六十一年改正における罰則の見直し)

昭和六十一年改正において、罰金額の見直しが行われた。具体的には、罰金額の最低額が「三万円以下」とされていたところを「十万円以下」とするとともに、最高額を「三十万円以下」から「百万円以下」に改め、それに伴い、その他の罰金額についても適宜引き上げた。また、「三万円以下」とされていた過料についても「十万円以下」に引き上げた。

(平成十五年改正における罰則の見直し)

平成十五年改正において、法人重科の導入及び罰金額の見直しを行った。

法人重科とは、事業者による組織的な犯罪の抑止の観点から、法人の業務に関し、代表者その他の従業者が違法行為を行った場合、その行為者を罰するとともに、法人に対して、行為者よりも高額な罰金に処すことである。平成十五年改正においては、類似の法令の例にならい、環境汚染の防止の観点から特に重大な義務違反(第一種特定化学物質、第二種特定化学物質の製造・輸入・使用に関する制限に関する違反等)に関して、法人には百倍の罰金刑が科されうることとした。これにより、法人に対しては最高で一億円以下の罰金が科されうることとなった。

罰金額の見直しについては、罰金額の最低額が「十万円以下」(許可製造事業者の帳簿管理関係の義務違反など)とされていたところ、同様な義務の違反に関する罰金額を引き上げている他の法律の例にならい、「三十万円以下」に改めるとともに、それに伴い、その他の罰金額についても適宜引き上げることとした。ただし、最高額(百万円以下)については、他の化学物質に関係する法律(例えば、農薬取締法)との均衡を勘案して、引き上げは行わなかった。また、「十万円以下」とされていた過料についても、「二十万円以下」に引き上げた。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条第一項の許可を受けずに第一種特定化学物質の製造の事業を営んだ者
- 二 第七条、第十三条第一項又は第十四条の規定に違反した者
- 三 第十一条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸入した者
- 四 第二十一条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 五 第二十二条第三項の規定による命令に違反した者

【趣 旨】

本条は、許可を受けずに第一種特定化学物質の製造・輸入をした者、政令で認められている用途以外に第一種特定化学物質を使用した者、第一種特定化学物質を使用している製品で政令で定めるものを輸入した者、許可製造者に対する事業停止命令に違反した者及びこれらの規定に違反して第一種特定化学物質の製造等を行った者に対する措置命令に違反した者について、罰則を定めたものである。これらについては、第一種特定化学物質が環境中に放出されることにより環境汚染を生じる蓋然性が高いことから、本法で最も厳しい三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処されることとされている。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して新規化学物質を製造し、又は輸入した者
- 二 第五条の規定に違反した者
- 三 第五条の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示に違反した者
- 四 第二十六条第一項又は第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入した者又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した者

【趣 旨】

本条は、事前届出をせず新規化学物質の製造・輸入をした者、事前審査の結果の通知を受けないうちに新規化学物質を製造・輸入した者、監視化学物質に係る有害性調査指示に違反した者、予定数量等の届出をせずに第二種特定化学物質の製造・輸入等を行った者について罰則を定めるものである。

新規化学物質は、毒性等の性状が明らかになっていないものであるが、審査の結果により第一種特定化学物質と判定される可能性があるものも含まれており、三大臣による審査を経ずに環境中に放出されれば、環境汚染を生じ、人の健康等に被害を生じる可能性を否定できない。

有害性調査指示が出される状況においては、指示に係る監視化学物質が第一種特定化学物質又は第二種特定化学物質に該当する可能性があり、仮に有害性調査指示が的確に実施されなければ、これらの物質への指定が遅れ、人の健康等に被害を生じる可能性が否定できない。

第二種特定化学物質については、第一種特定化学物質のように一切の環境放出を認めないものではないが、一定の数量を超えて製造・輸入された場合には人の健康等に係る被害を生じる可能性があるものであり、その判断の根拠となる数量の届出を行わない場合、そうした判断を誤らせるおそれがある。

上記のような事情を踏まえ、上記の違反者には、前条に次いで重い、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処されることとされている。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十条第一項の規定に違反して製造設備の構造又は能力を変更した者
- 二 第十五条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十八条又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

【趣 旨】

本条は、第一種特定化学物質の許可製造業者が許可を受けないで製造設備の構造又は能力を変更した場合、第一種特定化学物質を業として使用する場合に事前届出をせず、又は虚偽の届出をした者、許可製造業者の製造設備及び届出使用者の使用の状況が技術基準に適合していない場合に発せられる改善命令の規定に違反した者についての罰則を定めたものである。

こうした違反行為によって、直ちに第一種特定化学物質が放出され、人の健康等に係る被害を生じるものではないが、そうした事態につながりうる行為であることから、前二条に次いで厳しい六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処されることとされている。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかった者
- 二 第五条の三第一項、第二十三条第一項、第二十五条の二第一項又は第二十六条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第三十三条第一項から第三項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

【趣 旨】

本条は、許可製造業者、届出使用者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は一定の定められた期間帳簿を保存しなかった場合、第二種特定化学物質及び監視化学物質の製造量又は輸入量の届出をしなかった者、報告徴収の規定に違反して報告せず、又は虚偽の報告をした者、立入検査、化学物質の収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は関係者の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者について罰則を定めたものである。

これは農薬取締法等の関連法令における類似の義務に係る罰則等を勘案して、三十万円以下の罰金に処されることとされている。

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第四十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第四十三条第一号、第二号又は第四号 五千万円以下の罰金刑
- 三 第四十三条第三号、第四十四条又は前条 各本条の罰金刑

【趣 旨】

本条は、前四条の違反行為があったときは、その行為者本人のほか、その行為者と一定の関係にある法人又は人に対しても罰金刑を科する旨の規定（いわゆる両罰規定）を定めるとともに、事業者による組織的な犯罪の抑止の観点から、法人に対して、行為者よりも高額の罰金刑を科すこと（いわゆる法人重科）を定めている。

平成十五年改正においては、類似の法令の例にならい、環境汚染の防止の観点から特に重大な義務違反（第一種特定化学物質、第二種特定化学物質の製造・輸入・使用に関する制限に関する違反等）に関して、法人には百倍の罰金刑が科されうることとしたものである。これにより第一種特定化学物質に係る義務の違反等に関しては、法人に対して最高で一億円以下の罰金に処することとなった。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第二十条第一項又は第二十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十一条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【趣 旨】

本条は、許可製造者が、(イ)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を変更したとき、(ロ)事業所の所在地を変更したとき、(ハ)製造設備の構造及び能力に関する軽微な変更をしたとき、届出使用者が事業所の所在地、第一種特定化学物質の用途等を変更したとき、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者に承継があったとき、許可製造業者又は届出使用者が事業を廃止したとき、第二種特定化学物質を製造若しくは輸入する者又は第二種特定化学物質使用製品を輸入する者が製造予定数量又は輸入予定数量を変更したとき、有害性情報の報告義務が生じたときにおいて、遅滞なく届出をせず、又は虚偽の届出をした場合の罰則を定めたものである。

罰金ではなく過料とされた理由については、各々の条文を参照のこと。

第四十八条 第三十三条の二の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

【趣 旨】

経済産業大臣による立入検査等の権限を独立行政法人・製品評価技術基盤機構に委任した場合において、経済産業大臣からの命令に同機構が違反した場合の罰則を定めるものである。

同機構に対して同様な権限を委任している化学兵器禁止法の用例にならって、過料としたものである。